

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発生時における本校の対応方針

令和4年3月14日付け防災第03-118号で防災対策部対策課長から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発生時の県有施設の対策方針」の策定について通知があり、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合には、県有施設は「1週間を基本として、原則として県民の施設利用を抑制する休業措置」をとることが定められました。

このことを踏まえ、本校では

- ・情報収集に努める。
- ・1週間の臨時休業を基本とする。
- ・学校災害対策本部を設置する。
- ・避難者の受け入れを行う。

上記の4点を実施いたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。